

東北大学文学部大学院 谷田部 武男

武田・木村両氏の報告についての討論は、農村自治、地方自治、地方自治体の関連と区別という問題を大きな軸としながら、両氏が提起されたいくつかの問題に同時にまたがる形で一括して進められた。議論は多岐にわたるものであったが、その大要を示せば以下のようになるだろう。

1. 農家組合と村落再編

武田氏からは、南郷町を事例として、団地栽培の解消後、町、農協、農民の三者から農家組合が村落再編の核として見直されるに至った過程についての報告があり、その中で武田氏は、「農家組合は兄弟で、部落は親戚のようなもの」という地元農民の言葉をひきながら、農家組合が、基本的には生産組織であるにしても、たんなる機能集団にはとどまらない性格をもっており、農民にとってきわめて密着度の高い組織である点を強調された。

まず、菅野（正）、菅野（俊）両会員から講、区が農家組合とは

独立に存在することを確認する質問が出され、それに対し、武田氏は、両者は別々のものではあるが、生産面は農家組合、生活面は講というのではなく、南郷の最近の「むらづくり運動」の特徴的な点は、農家組合が生産と生活の全般にわたる総合的な機能を果たすものとしての位置付けを与えられている点にあることを指摘された。

この点に関して、大川、菅野（俊）、谷田部の各会員から、農家組合イコール村落ではないのであるから、農家組合再編の動きをもつてストレートに村落再編といえないのではないか、そうだとすれば、農家組合をクローズアップする意図はどこにあるのか、といった質問があいついた。これに対して武田氏は、村落とは何かということになるとさまざまな議論があるうが、基本的には小農のとりむすぶ関係であると考えるのが氏の視角であること、したがって「小農に固有の論理」を押さえる必要があり、小農の組織としての農家組合が大きな意味をもっているのではないか、南郷において、その農家組合を核とした地域再編が進められている点を重視したい、という見解を示された。菅野（正）会員からは、団地栽培が行きづまつたとき、農民も町も農協もあらためて農家組合を見直せざるえず、そこから手をつけていこうということ、その経過は、ともかくも「村落再編」といえばいえるであろうし、概して農家組合が機能集団的側面を強くしている今日の時点で、あらためて生産組織にとどまらない総合的な機能を担うものとしての位置付けを与えられる点が興味深いという発言があった。

さらに、大川、菅野（俊）、岩本各会員の間で、「小農に固有の

論理」とは何か、そもそも小農をどう規定すべきかという点をめぐって質疑と議論があり、また谷田部からも、混住化社会といった状況を考慮するならば、農家組合ないし小農相互の関係の分析にかかるのではなかという質問が出された。これらの点について武田氏は、農民層分解の進展による兼業農家や非農家の増大という現実はもちろんあるにしても、農民が労働者とイコールでないかぎり、「固有の論理」が残るであろうし、したがって、都市と同様のものとしての「地域——住民」という関係には解消しないのであって、「村落——農民」という視点を基本に考えるべきであろうと主張された。

2. 村落再編の主体と農村自治

ムラの変容という問題をめぐって、菅野（俊）会員から、そもそも何をもって「再編」と規定しうるのか、それがたんなる歴史的なムラの変化のことではないとすれば、今日の「再編」をあえていうためには、誰が、どのような形で「再編」しようとしているのかを明確にする必要があるだろうという問題提起がなされた。

武田氏の報告の中で、農家組合の位置付けが町、農協、農民の間で一致しているわけではなく、その恩恵は異なることが指摘されていたが、その点に関して、岩本会員から、農家組合を核とした再編の動きは農民の中から出でたものなのか、あるいは行政指導的な側面が強いのかという質問が出され、それに対して、南郷の事情に詳しい菅野（俊）会員から、実際には農協の役割が大きいの

ではないかという指摘があつた。

また、高木会員からは、農家組合が地域再編の主体とされるにしても、一体どういう利害でムラを統一していくのかという点を考えると、農家組合だけの問題にとどまらず、自治体側あるいは農協側の利害などを考慮に入れるべきである。より広い視野に立つ必要がある」という発言があつた。

この再編の主体という問題は、農村自治という村研の課題とストレートに関連するものである。菅野（正）会員から、「解体」の度合はさまざまであるにしても、資本主義の発展に応じてとにかくムラが形を変え「解体」していくさいに、解体に抵抗を感じる層が農民や農民以外の中にも生じてくるその流れを押さえる必要がある」とも関連して、農村自治とは何かという論議が白熱した。

菅野（俊）会員から、農民の自治という点では、極論すれば、江戸時代の農民の方がよほど自治があつたともいえるし、そのよう

ものとは異なる近代的な自治とは何かを考えるべきだとの意見が出され、それを受けて、地方行政はあつたにしても「農村自治」ということになると抵抗を感じる、むしろ、上から操作されてきたとか考えられない（菅野正）、近代社会においてそもそも「自治」があつたのかどうか考えてみる必要がある（岩本）、「農村自治」というテーマは、今日それが無いことを前提とした上での願望論になつてゐるのではないか（大川）などの、「農村自治」の現実には否定的な発言があつた。

3. 地方自治と地方自治体

木村氏の報告では、イギリスと日本の地方自治制度の歴史的展開を追しながら、「地方自治」と「地方自治体」とはまったく別物であること、地域社会が生み出す富に依拠した独立の財源を持ち、地域に固有で多様な行政対応をするという「古典的理念」としての地方自治は、財政の中央依存という面から形骸化したことなどが強調された。

菅野（俊）会員から、日本の地方自治制は模倣にすぎなかつたとよくいわれるがその点はどうかとの質問があり、木村氏は、模倣とはいえともかくも明治期に地方自治制が成立したと見たい、ただしそれは官製的官治的自治にすぎなかつたと答え、また、イギリスにおいてさえ地方自治の内実はそれほどのものではなかつたことを指摘された。

国家権力の一分肢としてこの地方自治体という木村氏の報告内容に関して、高木会員からは、地方自治体は、国家のいうこともきか

完全な意味での「農村自治」がありえないことはもやは常識であるが、にもかかわらず今日、農民が主体としてなしうるのは何であり、それはどこまで可能なのかを明らかにすることが課題なのではないか、という菅野（正）会員の発言が、討論参加者の大方の実感を代弁していたように思われる。とはいえた同時に、農村自治は農民主体の自治であるべきだ式の願望論ないし理念に終わってはならないということ（岩本）も、われわれが共通に抱いた自戒の念であつた。

なければならないが、同時に地元のことも考えなければならないといふ「足わらじ」点な矛盾をかかえている、その点をどう考えるべきかという質問が出された。それに対し、菅野（俊）会員からは、「足わらじ」ということならば、江戸時代の村役人にも同じことがいえるわけだが、それが権力のエージェントに転落してしまうところにこそいかにも日本的な問題があるという発言があった。続いて、地方自治体がエージェント化してしまったのはいつごろかということが話題となり、昭和恐慌期であろうという点で高木会員と菅野（正）会員の見解が一致した。

不破会員からは、農村自治と地方自治体との関連をどう考えるか、最近の財政面での自治体改革の動きをどう見るかの二点について質問が出された。木村氏は、まず前者に對して、農村の地方自治ということにおいては、日本の場合、外からやつてきた制度であったといえるが、それ以上のことば「農村自治」というテーマが専門外であるので何とも言えないと答えられ、また、後者については、中央国家に集中する財源を地方に戻せという主張があるが、補助金行政は権力の本質にかかわるものであるから、それだけを実現しようとしても無理があるのでないかという見解を示された。

さらに不破会員から、自治体改革のもう一つの動きとして、財政の面と切り離せないにしても、統治主体としての住民を正面に出そうという動きがあるが、その点はどうかという質問が出された。それに対して木村氏は、地方自治制度の上では、あくまでも形式的に住民が主体である、にもかかわらず、なぜ実質的にはそうならな

いのかということを問題であり、もはや地方自治の「古典的モデル」が成り立たない以上、自治の新たな中身を模索する必要があるだろうと述べられた。

自治のテーマに関して、財政リソル論を討論の俎上に載せたことが今回の研究会の大きな成果であるという大川会員の発言で、討論を終えたが、議論の中では、「小農に固有の論理」、農村自治の諸段階、またそれらと日本資本主義との関連という体制論など、重要な論点が噴出しながらも、時間的な制約もあり、掘り下げるに至らなかつたことが惜しまれる。